

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）及び本件物品調達契約に係る条件付一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、福島県が発注する物品調達契約に関し、本件入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

なお、本件入札は電子入札により実施する。

1 発注者（契約権者） 福島県知事 内堀 雅雄

2 入札に付する事項

公告に示すとおり。

なお、買入れをする物品の仕様等については、別紙仕様書のとおり。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

公告に示すとおり。

なお、参加資格制限期間中の者は、請負契約に係る物品の全部又は主要な一部の下請けを行うことは認められていない。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

(1) 入札に参加を希望する者は、上記 3 に掲げる必要な資格の確認を受けるため、条件付一般競争入札参加資格確認申請書（第 3 号様式。以下「資格確認申請書」という。）に次のア及びイに掲げる書類等を添付し、令和 7 年 10 月 24 日（金）午後 5 時までに電子入札システムへの入力による方法により提出し、当該資格の確認を受けること。

なお、電子入札システムへ添付できない資料等がある場合には、下記 5 の (1) に示す場所に持参又は郵送により提出すること。

当該資格の確認結果については、電子入札システムにより別途通知する。

なお、期日までに当該申請を行わなかった場合は、入札に参加できないので、十分に注意すること。

ア 納入しようとする物品の構成及び定価に関する資料（様式任意（参考様式 1））

イ 確約書（様式任意（参考様式 2））

(2) 紙入札により参加しようとする者（福島県電子入札運用基準（物品）（以下、「運用基準」という。）第 9 の規定に該当するものに限る。）は、「紙入札方式参加承諾願（運用基準第 1 号様式）」を下記 5 の (1) で指定する日時及び場所に提出し、その承諾を得た場合に限り、下記 5 の (2) で指定する入札書受付締切日時までに入札書等を持参する方法で入札に参加することができる。

5 入札書の提出期限等

(1) 資格確認申請書の提出期限及び提出場所

令和 7 年 10 月 24 日（金）午後 5 時 電子入札システムへの入力による。

ただし、紙による参加を承諾された者にあつては、次に示す場所へ持参又は郵送によ

り提出すること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課（西庁舎3階）

電話番号024-521-7563

(2) 入札書等の提出受付期間

令和7年11月4日（火）午前9時から

令和7年11月5日（水）午前10時まで

電子入札システムへの入力による。

(3) 開札の日時及び場所

令和7年11月5日（水）午前10時10分

福島県出納局入札用度課（西庁舎3階）

6 入札書の提出方法

(1) 入札書は、運用基準第12の規定により電子入札システムにより提出しなければならない。

ただし、紙による参加を承諾された者は、上記4の(2)によること。

(2) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

落札の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札書の提出は、入札書受付締切日時までに完了するよう余裕をもって行うとともに、入札書が正常に提出されたことを、電子入札システムの入札受付票によって確認すること。

7 入札保証金

財務規則第249条第1項第4号の規定に基づき入札保証金は免除する。

8 入札方法及び開札等

(1) 開札は、上記5の(3)で指定する日時及び場所で行う。

(2) 開札は、運用基準第13の規定による方法にて行うものとする。

(3) 開札の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札に付することができるものとするが、その日時及び方法については、別紙「再度入札の方法」による。
なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

(4) 初回入札が無効（ただし、下記12の(4)～(6)に該当する場合を除く）となった者は、再度入札に参加できないものとする。

(5) 紙による参加を承諾された者にあつては、入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については棄権したものとする。

9 入札参加者に要求される事項

入札者は、入札書及び添付書類を期限まで提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

10 入札心得

- (1) 入札者は、運用基準、入札説明書及び仕様書を熟知のうえ入札しなければならない。
この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、電子システムにより出納局入札用度課に令和7年10月16日（木）午後5時までに説明を求めることができる。

県は、電子入札システムにより回答書を登録するものとする。

- (2) 入札者（紙による参加を承諾された者に限る。）は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
- (3) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (4) 入札者（紙による参加を承諾された者に限る。）は、次の各号のいずれかに該当する者を入札代理人にすることができない。
- ア 契約の履行に当たり故意に物品の品質に関して不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - オ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。
ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (6) 開札開始時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場することができない。
- (7) 入札者又はその代理人は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

11 入札の取り止め等

入札者が連合(談合)し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

また、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。

なお、これらの場合において入札参加者に生じた損害は、入札参加者の負担とする。

12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 上記3の入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) 紙入札において委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (4) 紙入札において記名、押印を欠く入札（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がない入札）

- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 同一人が同一事項に対して 2 通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (8) 明らかに連合(談合)によると認められる入札
- (9) IC カードを不正に使用して行った入札
- (10) 紙入札方式参加承諾のない者の行った紙入札
- (11) 同一の入札者が電子入札と紙入札の両方を行った入札
- (12) その他、この入札説明書等において示す入札に関する条件又は県において特に指定した事項に違反した入札

13 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
ただし、地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項の規定を適用する必要があると認めるときは、最低の価格をもって入札書を提出した者以外の者を、落札者とすることがある。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、電子くじにより落札者の決定を行う。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により随意契約をすることができる。

14 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、その納付に代えて担保として財務規則第 169 条第 1 項各号に規定する有価証券を提出することができる。
- (3) 財務規則第 229 条第 1 項各号（別記 1）に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則第 228 条、第 231 条及び第 233 条に定めるところによる。

15 契約の締結

- (1) 落札者は、発注者が交付する購入契約書（以下「契約書」という。）に記名押印又は電子署名し、落札決定の日から 10 日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、発注者が指定した期日まで）に契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第 234 条第 5 項の規定により両者が契約書に記名押印又は電子署名したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

- (4) 落札者の決定後、契約が確定するまでの間において、当該落札者が公告に掲げる入札に参加する者に必要な資格に関する事項のいずれかの要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。

16 契約条項 購入契約書（案）及び財務規則による。

17 電子契約による契約締結の意向確認

本契約案件は、県が調達した電子契約サービスを利用した契約締結を行うことができる。

落札者は、電子契約による契約締結を希望する場合は、すみやかに「電子契約利用申出書兼メールアドレス確認書」に必要事項を記載のうえ、入札用度課

(nyusatsu_youdo@pref.fukushima.lg.jp) 宛に電子メールにより提出すること。（※電子契約を希望しない場合は従来 of 書面による契約とする。）なお、電子契約の詳細については、福島県ホームページの電子契約サービスのページを参照すること。

(電子契約サービスのページ／<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-160.html>)

18 異議の申し立て

入札参加者は、入札後、この入札説明書、契約条項及び仕様書等について、不明又は錯誤を理由として異議を申し立てることはできない。

19 当該契約に関する事務を担当する課 上記5の(1)と同じ。

再度入札の方法

1 再入札書の提出期限等

再入札書の提出期限等については次のとおりとする。

	区 分	月 日	時 間
1	再入札依頼通知（1回目）	令和7年11月5日	午前10時20分
2	再入札提出期限（1回目）	〃	午前10時49分
3	開札日時（1回目）	〃	午前10時50分
4	再入札依頼通知（2回目）	〃	午前11時00分
5	再入札提出期限（2回目）	〃	午前11時29分
6	開札日時（2回目）	〃	午前11時30分

※2回目の開札をもって決定しない場合については、別途指示する。

2 再度入札の通知方法等

当初の入札書の開札終了後及び再入札書の開札後に、電子入札システムを使用して速やかに再度入札の通知を行うので、システムを使用して入札に参加している者は、再入札通知後速やかに入札書を提出できる体制をとらなければならない。紙入札参加者に対してはその場において口頭により通知をする。

福島県財務規則（抜粋）

別記 1（契約保証金の減免）

第 229 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第 2 項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が 100 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (6) 1 件 500 万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- (7) から (11) まで (略)
- (12) 1 件の契約金額が 500 万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第 1 号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。
- (13) から (18) まで (略)

購入契約書(案)

品目及び数量 気象観測装置（風向風速発信器、雨雪量発信器、日射発信器） 一式

契約金額 27 ー
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

納入期限 令和8年3月27日
(分納期間)

納入場所及び納入方法 富岡局（双葉郡富岡町本町1丁目1）及び発注者の指示による。

契約保証金

上記物品を購入するについて発注者「福島県」を甲とし、受注者「」を乙として次の条項に定めるところにより契約を締結する。

(総則)

第1条 乙は、別紙仕様書に基づき、頭書の契約金額をもって頭書の期限内に頭書の物品を頭書の場所に納入しなければならない。

2 乙は、甲が指示したときは、頭書の期限内に当該物品を分納することができる。

(納入の通知)

第2条 乙は、甲の指定した場所に物品を納入したときは、ただちに納品書によりその旨を甲に通知しなければならない。

(検査及び引渡し)

第3条 甲は、納入の通知を受けた日から10日以内に乙に立会を求めて物品の検査を行ない、当該検査に合格したものについてはその引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、甲は、乙に受領書を交付する。

2 乙が前項の検査に立ち会わないときは、甲は、乙の欠席のまま検査をすることができる。

3 甲は、検査をしたときは、すみやかにその結果を書面により乙に通知するものとする。

(不合格品の引取り又は取替え等)

第4条 甲が検査の結果不合格と認めた物品については、乙は、自己の費用をもって引取り、かつ、納入期限内又は甲の指定する期日までに取替えをし、又は補充をしなければならない。当該取替え又は補充後の物品にかかる納入及び検査については、前2条の規定を準用する。

(所有権の移転)

第5条 物品の所有権は、甲が検査の結果合格と認め、その引渡しを受けた時に、乙から甲に移るものとする。

2 所有権の移転前に生じた物品の滅失、き損、減量その他一切の損害は、特約のある場合を除くほか、すべて乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第6条 甲は、引き渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約内容に適合しない場合は、その物品の引渡しを受けた後1年以内に限り、乙に対して物品の修補、代品の引渡し、不足分の引渡し若しくは代金の減額のいずれか、又は物品の修補、代品の引渡し若しくは不足分の引渡し及び代金の減額を請求することができ、乙はこれに応じるものとする。

(有償延期及び遅延利息)

第7条 乙の責めに帰すべき事由により、期限内（分納の期日を定めたときはその期日まで）に物品の納入の完了の見込みがないときは、乙は、その事由を付した書面をもって、甲に納期の延長を申し出なければならない。

2 前項の場合において、期限後相当の期日内に納入が完了する見込みがあるときは、甲は、乙から遅延利息を徴収することを条件として納入期限を延長することができる。

3 甲は、前項の規定により納入期限を延長することを認めたときは、その旨を乙に通知するとともに当該納入期限の延長に関する契約を乙との間に結ぶものとし、乙は、これに応ずるものとする。

4 第2項の遅延利息は、遅延期間の日数に応じ、納入未済相当額に年2.5%の割合で計算した額（当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる）とする。

5 前項の場合において、検査確認に要した日数は、遅延日数に算入しない。

(天災地変、不可抗力等による無償延期等)

第8条 天災地変、不可抗力その他乙の責めに帰すことができない事由により、期限内（分納の期日を定めたときはその期日まで）に物品を納入することができないときは、乙は甲に対し、すみやかにその事由を詳記して、納入期限の延長又は契約の一部変更若しくは解除の申出をすることができる。この場合において、甲は、その事由を相当と認めたときは、遅延利息又は第11条に定める違約金を徴収することなく、これを承認するものとする。

(代金の支払)

第9条 甲は、乙の適法な支払請求書を受理した日から30日以内に完納物品の代金を支払うものとする。

2 前項の支払請求書は、第3条第3項の規定による検査に合格した旨の通知を得た後でなければ、提出することができない。

3 分納の期日を定めたものについて、当該期日内に当該分納部分が納入されたときは、完納とみなして前2項の規定を準用する。

(甲の解除権)

第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙が納期内に物品の持込みを終わらないとき。

二 乙が納期内に明らかに物品を納入することができないと認められるとき。

三 乙が解除を申し出たとき。

四 乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。

五 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

六 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成 23 年福島県公安委員会規則第 5 号）第 4 条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第 11 条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の 10 分の 1 を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

3 第 1 項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第 7 条の規定に基づく納入期限の延長があった場合において、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は、第 1 項の違約金に当初の納期の翌日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受理した日）までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に年 2.5% の割合で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

（契約の変更等）

第 12 条 甲は、必要があるときは、この契約の内容を変更し、又は物品の納入を一時中止させ、若しくはこれを打ち切らせることができる。この場合において、契約金額を変更する必要があるときは、甲、乙協議してこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲、乙協議して定めるものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第 13 条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、甲の承諾なしに、譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

（談合による損害賠償）

第 14 条 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第 1 号又は第 2 号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 2 条第 9 項の規定に基づく不正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 49 条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 62 条第 1 項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（遅延利息等の相殺）

第 15 条 この契約に基づく遅延利息、違約金又は賠償金として、甲が乙から徴収すべき金額があるときは、甲はこれを物品の代金と相殺し、なお不足を生ずるときは更に追徴することができる。

2 甲は、この契約に基づき甲が乙に対して有する遅延利息、違約金及び賠償金にかかる債権につき、その保全上必要があるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

3 甲は、乙が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

（契約外の事項）

第 16 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じて、甲、乙協議して定めるものとする。

（紛争の解決方法）

第 17 条 前条に規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

（書面契約による場合）

上記の契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

（電子契約による場合）

上記の契約の証として、本書を電磁的記録により作成し、当事者が地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 12 条の 4 の 2 に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

令和 7 年 月 日

甲 住 所	福島県福島市杉妻町 2 番 1 6 号	
氏 名	福 島 県	印
代表者	福島県知事 内堀 雅雄	

乙 住 所

氏 名

気象観測装置
(風向風速発信器、雨雪量発信器、日射発信器)
技術仕様書

令和7年10月
福島県危機管理部原子力防災課

目 次

第1章	一 般 仕 様	1
第2章	共通指定事項	6
第3章	装 置 仕 様	8
第4章	試 験 ・ 検 査	10

第1章 一般仕様

(目的)

第1条 この仕様書は、福島県（以下「甲」という。）が、原子力発電所周辺地域における気象要素の連続監視測定のためにモニタリングポストに設置している気象観測装置のうち、風向風速発信器、雨雪量発信器及び日射発信器（以下「本装置」という。）について、これを更新する際の仕様を定めたものである。

(納入場所)

第2条 本装置を納入する場所（以下「現地」という。）は下記のとおりとする。

1 気象観測装置（風向風速発信器、雨雪量発信器、日射発信器） 一式

局舎名	所在地	区域
富岡	双葉郡富岡町本町1丁目1	—

(用語の意味)

第3条 この仕様書において、「指示」、「承認」及び「協議」とは、次の定義によるものとする。

- 1 指示とは、甲が受注者（以下「乙」という。）に対し、作業内容、作業計画等を示すことをいう。
- 2 承認とは、乙の申請に対し、甲が了解することをいう。
- 3 協議とは、甲と乙が合議することをいう。
- 4 指示、承認および協議は、原則として書面によりこれを行う。

(納入期限)

第4条 本装置の納入期限は令和8年3月27日（金）とする。

ただし、本装置を現地に据え付けた後に1週間以上の連続稼働試験を行い、測定値等が安定して本装置内に記録され、テレメータシステムに出力されることを上記の納入期限までに確認すること。

(品質保証体制の確認)

第5条 乙は、本装置の主たる部分を製造する者（以下「丙」という。）がISO9001（品質マネジメント）認証を取得していることを確認した上で、これを納入すること。

このことを確認するため、乙は、丙が取得したISO9001認証書の写し及び丙がISO9001に基づいて作成した品質保証に関する計画書を甲に提出することとする。

なお、乙自身が本装置の主たる部分を製造する場合には、乙は、乙が取得した ISO9001 認証書の写し及び乙が ISO9001 に基づいて作成した品質保証に関する計画書を甲に提出すること。

(受注者の義務)

第6条 乙は、次に掲げる事項について義務を負うものとする。

- 1 乙は、本仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに甲と協議することとし、乙の一方的解釈によって事業を遂行してはならない。
- 2 乙は、本仕様書に基づき、装置の設計、製作、試験、検定、運搬、据付、調整、その他必要な作業及び検査のすべてを行い、その結果に責任を負うものとする。
- 3 乙は、本装置の納入時に既存の機器を取り外し、甲が指定する場所に移動させるものとする。
- 4 本仕様書に特に記載のない事項であっても、本装置の構成機器に標準仕様として装備されているもの及び装置の稼働・機能上当然必要と認められる機器・付属品については、乙がすべて実装するものとする。
- 5 本装置の製作に関し、特許権又は実用新案その他第三者の所有する権利の対象となるものを使用する場合は、すべて乙の責任において処理するものとする。
- 6 本装置の設計、据付に当たっては、既設の機器類の受注者などと十分協議の上、関係機器類及びテレメータシステムの機能に障害が発生することのないよう対処するものとする。なお、この場合の費用はすべて乙が負担すること。
- 7 本装置の運搬、据付、調整等にあたり、周辺の既存設備、建築物等に故障、破損又は環境放射線測定に係る支障が発生した場合には、甲の指示により乙が速やかに復旧するものとする。なお、この場合の費用はすべて乙が負担すること。
- 8 現地作業に関し、完成検査終了までの間の資材、工具、放射線源、その他物品の保管及び管理については、乙がすべての責任を負うものとする。
- 9 乙は、本装置の正常稼働に必要なとなる手続及び法令上必要となる手続を行うこととする。また、甲が上記手続を行う必要がある場合において、当該手続のサポートを行うこととする。
- 10 乙は、甲との打合せ及び現地作業について、原則として平日の午前8時30分から午後5時15分までの間に行うものとする。

(現地作業責任者及び主任技術者の選任)

第7条 乙は、現地作業責任者及び技術上の管理者としての主任技術者を選任し、実地に監督させるものとする。

なお、現地作業責任者が主任技術者を兼ねる場合には、予め甲の承認を得ること。

(提出書類)

第8条 乙は、契約締結後、次に掲げる関係書類を甲に提出し、その承認を受けること。

- 1 現地作業責任者及び主任技術者選任届

提出期日 契約締結後速やかに 提出部数 2部

- 2 作業工程表

- | | | | | |
|--|------|-----------|------|----|
| | 提出期日 | 契約締結後速やかに | 提出部数 | 2部 |
|--|------|-----------|------|----|
- 3 連絡組織体制表
- | | | | | |
|--|------|-----------|------|----|
| | 提出期日 | 契約締結後速やかに | 提出部数 | 2部 |
|--|------|-----------|------|----|
- 4 ISO9001 認証書の写し（丙が取得したもの）
- | | | | | |
|--|------|---------------|------|----|
| | 提出期日 | 契約締結後 1 4 日以内 | 提出部数 | 2部 |
|--|------|---------------|------|----|
- 5 保証期間中の体制表
- | | | | | |
|--|------|---------------|------|----|
| | 提出期日 | 契約締結後 1 4 日以内 | 提出部数 | 2部 |
|--|------|---------------|------|----|
- 6 装置試験概要説明書
- 本装置の工場試験及び完成試験について、その概要（項目及び体制等）を記載したもの
- | | | | | |
|--|------|---------------|------|----|
| | 提出期日 | 契約締結後 3 0 日以内 | 提出部数 | 2部 |
|--|------|---------------|------|----|
- 7 品質保証に関する計画書（丙が作成したもの）
- | | | | | |
|--|------|---------------|------|----|
| | 提出期限 | 契約締結後 3 0 日以内 | 提出部数 | 2部 |
|--|------|---------------|------|----|
- 8 装置設計承認図書
- | | | | | |
|--|------|---------------|------|----|
| | 提出期限 | 契約締結後 6 0 日以内 | 提出部数 | 2部 |
|--|------|---------------|------|----|
- 9 工場試験要領書
- | | | | | |
|--|------|-----------------|------|----|
| | 提出期日 | 工場試験開始 1 4 日前まで | 提出部数 | 2部 |
|--|------|-----------------|------|----|
- 10 工場試験成績書
- | | | | | |
|--|------|-------------|------|----|
| | 提出期日 | 現地搬入 7 日前まで | 提出部数 | 2部 |
|--|------|-------------|------|----|
- 11 耐震計算書
- 本装置の設置条件が、「建築設備設計・施工指針」（一般財団法人日本建築センター）に記載されている耐震クラス S を満たすことを確認できるもの
- | | | | | |
|--|------|-------------|------|----|
| | 提出期日 | 現地搬入 7 日前まで | 提出部数 | 2部 |
|--|------|-------------|------|----|
- 12 完成試験要領書
- | | | | | |
|--|------|-----------------|------|----|
| | 提出期日 | 完成試験開始 1 4 日前まで | 提出部数 | 2部 |
|--|------|-----------------|------|----|
- 13 完成試験成績書
- | | | | | |
|--|------|--------------|------|----|
| | 提出期限 | 最終検収日 3 日前まで | 提出部数 | 2部 |
|--|------|--------------|------|----|
- 14 完成図書（気象業務法第 28 条第 1 項の規定による検定証書、写真、機器設定データ表等を含む）
- | | | | | |
|--|------|-------|------|----|
| | 提出期日 | 最終検収日 | 提出部数 | 2部 |
|--|------|-------|------|----|
- 15 取扱説明書
- | | | | | |
|--|------|-------|------|----|
| | 提出期日 | 最終検収日 | 提出部数 | 2部 |
|--|------|-------|------|----|
- 16 取り扱いマニュアル（編集可能な電子ファイル含む）
- 特別な知識がない者でも、本装置を操作することができるよう、カラー写真を用いて作成されたもの
- | | | | | |
|--|------|-------|------|----|
| | 提出期日 | 最終検収日 | 提出部数 | 2部 |
|--|------|-------|------|----|
- 17 精密点検記録表（編集可能な電子ファイル含む）
- 精密点検の際に使用する様式が記載されたもの
- | | | | | |
|--|------|-------|------|----|
| | 提出期日 | 最終検収日 | 提出部数 | 2部 |
|--|------|-------|------|----|
- 18 点検計画書
- 保証期間における性能維持計画が記載されたもの

- | | | | | |
|----|--|--------|------|----|
| | 提出期日 | 最終検収日 | 提出部数 | 2部 |
| 19 | 気象業務法第6条第3項に規定する気象観測施設設置の届出書類
(甲の押印等のみで届出が可能となるものを提出すること) | | | |
| | 提出期日 | 最終検収日 | 提出部数 | 2部 |
| 20 | 打合議事録 | | | |
| | 提出期日 | 打合せの都度 | 提出部数 | 2部 |
| 21 | その他 | | | |

- (1) 本事業に関すること、甲が必要と認める書類は、乙は甲の指示に基づいてこれを提出すること。
- (2) 本条第1項から第20項に定める書類の他、本事業に関係して発生した事象についての書類は、随時提出すること。
- (3) 提出書類を甲が審査し不適と判断した場合には、乙はこれを修正し速やかに再提出すること。

(協議)

第9条 乙は、次の事項については、甲と協議の上、事業を遂行するものとする。

- 1 乙が本仕様書に定める事項に変更の必要を認めた場合。
- 2 本仕様書に指定のない詳細な事項で、装置設計承認図書の記載内容に変更が必要な場合。
- 3 作業工程表を変更しようとする場合。
- 4 第8条に掲げる提出書類について、内容変更等の理由により差し替える場合。

(技術指導等)

第10条 乙は、本装置の運用及び管理に必要な事項について、甲の指定する職員に対し必要十分な知識、技術に関する教育訓練を実施すること。教育訓練の実施場所、時期、内容等は別に協議の上、定めることとする。

教育訓練に要する資材、経費等は乙が負担すること。ただし、甲の旅費を除く。

また、乙は甲に対して、本装置の取扱、操作、日常の保守点検等について、必要な技術指導を行うものとする。

(保証)

第11条 乙は、次に掲げる事項について保証すること。

- 1 保証期間は、引渡しの当日から1年間とする。
- 2 乙は、保証期間中において、本装置が正常に稼働し、性能を維持するために必要な措置を講じること。その頻度は、機器の引渡しの日から半年を越えない期間毎に1回とし、その一切の費用は乙が負担するものとする。
- 3 設計、材料又は製作上の不備等のために、保証期間内に故障又は不具合が発生したときは、乙の責任において速やかに修理するか、良品と交換し、その一切の費用は乙が負担すること。

ただし、自然災害、その他使用者の不可抗力に起因する故障についてはこの限りではない。

なお、この場合において、故障又は不具合が長期にわたり、甲の分析業務に支障が生じるおそれがある場合には、乙はこれに代わる機器を納入するなど、第16条に掲げる機能が確保できるよう措置を講じること。

(一括下請けの禁止)

第12条 乙は次の事項を遵守しなければならない。

- 1 乙は、本業務を一括下請けさせてはならない。
- 2 乙は、本業務の一部を下請けさせようとする場合は、事前に甲の承認を受けるものとし、その下請けに関する施工の責任は、すべて乙が負うものとする。

第2章 共通指定事項

(適用法令等)

第13条 本装置の設計、製作及び設置に関する手続き及び技術基準等は本仕様書によるほか、次に掲げる関係法令、規格等を準用すること。

- 1 気象業務法
- 2 日本産業規格
- 3 日本電機工業会標準規格
- 4 電気学会電気規格調査会標準規格
- 5 電子情報技術産業協会規格
- 6 電気電子技術者協会規格
- 7 発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針
- 8 平常時モニタリングについて（原子力災害対策指針補足参考資料）
- 9 緊急時モニタリングについて（原子力災害対策指針補足参考資料）
- 10 建築設備耐震設計・施工指針（一般財団法人日本建築センター）
- 11 福島県財務規則

(作業に関する共通事項)

第14条 作業に関する共通事項は次の通りとする。

- 1 作業に当たって資格が必要な場合には、有資格者を実地に従事させ、又は監督させること。
- 2 作業従事者に対しての安全教育を徹底し、作業員には安全具を装着させるなどして、事故防止を図ること。
- 3 検査に必要な用具は、乙が備えること。
- 4 作業用電気工作物の工事、維持及び管理については、電気設備技術基準、内線規程に基づき行うこと。
- 5 使用材料は特に本仕様書に指定のあるものの他は、すべて J I S 等の規格に適合するものを使用すること。

(設計基準)

第15条 本装置の設計基準は次の通りとする。

- 1 基本設計条件
 - (1) 信頼性を重視し、5年以上にわたり安定して動作すること。
 - (2) 誤操作、故障等により障害部分が拡大しないフェイルセーフな設計とすること。
 - (3) 本装置の使用に当たっては、電源スイッチを投入する操作のみで正常に測定を開始できることとし、その他の操作を伴わないこと。
なお、停電後に電源が復帰した場合、自動的に電源切断前の状態に復旧し、測定を再開できることとする。
 - (4) 本装置を構成する各機器間の相互干渉等による悪影響が生じないように、機器の選定及び配置等を行うものとする。
 - (5) 本装置のメンテナンス及び設定変更などを実施する場合に、でき得る限り測定を

停止することなく実施できるようにすること。また、操作が煩雑な機器を使用することなく、特別な技量・経験に頼ることなくメンテナンスが実施できるようにすること。

- (6) 他装置の点検、更新作業により本装置の電源供給が絶たれることがないように、本装置への電源供給を他装置から独立させること。
- (7) 本装置の設計を行う前に、現地調査を十分に行うこととし、本装置の納入、据付及び調整に支障を来さないようにすること。
- (8) 本装置の設置については、「建築設備設計・施工指針」（一般財団法人日本建築センター）に記載されている耐震クラスSを満たすこと。

2 個別設計条件

- (1) 気象庁検定（気象業務法第9条に定めるもの（以下「気象庁検定」という。））の対象となる気象測器については、すべて納入直前に検定に合格したものを使用すること。
- (2) 本装置のうち、各種発信器の設置場所は既存の設置場所とすることとし、機器取り付けに必要な金具等は乙が準備すること。
- (3) 乙は、既設の気象変換器（ANEOS 株式会社製、CK4700）から出力されるデータを、既設のペーパーレス記録計（以下「記録計」という。）（ANEOS 株式会社製、DX2020）に接続すること。
- (4) 乙は、新設する発信器及び既設の気象変換器を、既設の無停電電源装置（株式会社GS ユアサ製、THA1000R-10/EI）に接続すること。
- (5) 乙は、本装置の納入時に既存の機器及び設置架台を取り外し、甲が指定する場所に移動させること。

3 使用環境条件

- (1) 温度及び相対湿度

局舎内 温度 +5℃以下 ～ +35℃以上

湿度 45%以下 ～ 85%以上（ただし、結露しない）

- (2) 電源

商用電源 単相交流 100 V (50 Hz) 1 kVA 以下

第3章 装置仕様

(装置の機能)

第16条 本装置は、設置地点における各種気象要素について、対応する発信器・変換器により連続して測定及び記録を行い、記録計及びテレメータシステムに測定値等を出力するものである。測定及び記録を実施する気象要素は次のとおりとする。

風向・風速・温度・湿度・雨雪量・日射・放射収支

(装置の性能)

第17条 次に掲げる本装置の構成機器については、各構成機器の右に記載の気象測器に関する気象庁検定に合格したものを納入すること（気象庁検定手数料を含めて見積もること）。

なお、このことを確認するため、検定証書を完成図書に添えて提出するとともに、据付後の現地写真にて各構成機器の製造番号が確認できるようにすること。

- 1 風向風速発信器 : 「風車型風速計の感部」
- 2 雨雪量発信器 : 「転倒ます型雨量計の感部」
- 3 日射発信器 : 「電気式日射計の感部」

(主要機器構成)

第18条 乙は現地に、本装置として次に掲げる機器を設置すること。

本装置の主要な構成機器には、品名、形式、製造年月及び製造者名を記した適当な大きさの銘板をわかり易い位置に表示すること。

1 発信器

(1) 風向風速発信器

風向及び風速を検出し、既存の気象変換器（ANEOS 株式会社製、CK4700）に信号として発信するもの。

(2) 雨雪量発信器

雨雪量を検出し、既存の気象変換器（ANEOS 株式会社製、CK4700）に信号として発信するもの。

(3) 日射発信器

日射を検出し、既存の気象変換器（ANEOS 株式会社製、CK4700）に信号として発信するもの。

2 その他

1 に掲げる機器、既設の気象変換器、記録計、無停電電源装置及びテレメータシステム（富士電機株式会社製、株式会社日立製作所製）に接続し、装置を構成するために必要なものの一式

(装置の指定)

第19条 本装置は次のものとする。

1 発信器

(1) 風向風速発信器（ア又はイのいずれかを選択）

	メーカー	型番
ア	ANEOS 株式会社	WS-BN6H
イ		WS-400H

(2) 雨雪量発信器（製品指定）

メーカー：ANEOS 株式会社

型 番：RS-A52

(3) 日射発信器（製品指定）

メーカー：ANEOS 株式会社

型 番：MS-60C

第4章 試験・検査

(工場試験)

第20条 工場試験は、次のとおり実施するものとする。

- 1 丙は、本装置を現地に搬入する前に製作工場において、本装置が第19条で定める機能及び性能を満足し正常に動作すること、連続稼働に支障のないこと及び測定値等が信頼できるものであることについて、工場試験によって確認し、乙に報告すること。
- 2 乙は、工場試験結果を甲に報告し、甲の了解を受けてから現地に搬入すること。なお、甲から修正等の指示を受けた場合には現地に搬入する前に対応することとする。
- 3 甲は、必要と認めるときには、工場試験に立ち会うことができる。

(完成検査)

第21条 完成検査は、次のとおり実施するものとする。

- 1 乙は、本装置の設置が完了したときは、本装置が正常に動作することについて速やかに完成試験によって確認し、完成試験成績書によって甲に報告すること。
- 2 甲は、前項の報告を受けたときは、本装置が正常に設置され、正常な動作・測定が可能な状態であることを確認するため、完成検査を実施するものとする。
- 3 完成検査の内容は、概ね次のとおりとする。なお、詳細は別途指示する。
 - (1) 書類の提出状況及び内容
 - (2) 機器配置、設置及び耐震固定状況
 - (3) 装置間接続状況
 - (4) 記録計及びテレメータへの測定値等出力状況
 - (5) 付属品の員数
 - (6) その他必要な内容